

指定管理者の非公募選定に係る検討

第3回小諸市上下水道一体ウォーターPPPあり方検討委員会
2025年10月22日

水みらい小諸の設立経緯、現在の市場環境等を踏まえると、市ガイドラインに定める「公募に適さない施設」として非公募を許容されうる。一方、公募の“代替措置”について検討が必要

市のガイドラインが定める非公募の基準

ア

地域密着型の施設の場合

- ▶ 地域住民の交流等による地域の活性化や地域コミュニティの醸成を目的とする施設で、地元住民団体が管理運営を行うことが適当であると認められる場合

イ

設置目的や設置経過等から公募になじまない施設

- ▶ (ア) 施設の設置目的、提供するサービスの専門性・特殊性から、特定の団体が保有する専門的なノウハウによる管理運営が必要と認められる場合
- ▶ (イ) 特定の団体が設置した施設等、施設の設置目的や経過等を考慮し、特定の団体による管理運営が適当と認められる場合
- ▶ (ウ) その他、市長が特に必要と認める場合

非公募の基準への該当可能性

- ▶ 下水道施設は地域に必要不可欠な施設である一方で、地域住民の交流や地域コミュニティの醸成を目的とする施設とは言えないことから、地域密着型の施設と認めるることは困難と考えられる



水道事業の想定理由

- ▶ 水道事業では、これまでの**技術力の蓄積、業務の継続性**から、**水みらい小諸を指定管理者として選定することが考えられる**



- ▶ 今般の指定管理者選定の対象となる下水道施設は、非公募により指定が想定される団体によって設立されたものではないことから、当該団体による管理運営が適当と認めるることは困難と考えられる



下水道事業の想定理由

- ▶ 上下水道一体でのWPPPの導入、市の出資による公的な統制、現在の市場環境を踏まえると、**実施可能な者は水みらい小諸のみであると想定される**（他事例からも非公募選定の事由として考えうる）
- ▶ 一方で、**公募を行わないことによる“代替措置”については別途検討を行う**（※3ページで詳述）



○：該当する可能性

×：該当しない可能性

【参考】町田市指定管理者制度ガイドラインでは、施設管理運営を担うことができる団体が他に存在しない場合、非公募事由に該当するとし、最低選定基準を満たしているか審査を行う

原則は公募だが、以下の要件に該当する場合は非公募が認められる

非公募の選定要件

- ▶ 障がい者・高齢者支援、市民協働等の市の施策推進の観点から、特定の団体が施設の管理運営を行うことが適当と認められる場合
- ▶ 施設の目的や様態等に照らし、確実な施設管理運営を担うことができる団体が他に存在しないことが見込まれる場合
- ▶ PFI事業において施設管理を行う団体が特定されている場合
- ▶ その他、臨時の指定等の特別な事由があると市長が認める場合



非公募の場合は、応募資格・欠格条項に該当しないか、最低選定基準を満たしているかについて確認を行っている。

非公募選定の流れ

1. **適格審査**：施設所管課は、応募事業者が応募資格を満たしているか、欠格条項に該当していないかを確認（公募の場合のみ、部内選定会議による書類選考、選考委員会による施設の視察や採点が追加で必要）
2. **最終審査**：
 - 選考委員会の採点は不要。市役所内部の部内選定会議の得点により、応募団体の基準得点を算定
 - 最低選定基準を満たしているか確認
3. **選定結果公表**：施設所管課は、指定管理者の候補者を選定した場合、速やかに選定結果を通知



指定の手続きは、公募または非公募による違いはない

指定の手続き

1. **指定の議決**：指定管理者候補の名称や指定期間等を議決
2. **協定締結**：市と指定管理者は、基本協定・年度協定を締結し、業務内容や各年度の指定管理料等を定める

小諸市が非公募で指定管理者を選定した場合でも、選定基準や審査会議（仮称）の開催等により公募実施によるメリットと同等の効果を確保することが可能になると考えられる

公募のメリット

A

公平性を確保

- ▶ 公募であるため、参加条件を満たせば広く応募可能
- ▶ 隨意契約や指名競争入札に比べ、新規参入や多様な事業者の参加機会を確保できる

B

提案内容の品質向上

- ▶ 料金徴収や顧客対応など、住民サービスに直結する業務で、複数の提案を競争させ、評価することにより、
 - 事業者の創意工夫が反映された質の高い提案を採用可能
 - 高い専門性が求められる上下水道分野において、より技術力の高い手法を導入可能

C

コスト低減

- ▶ 価格も含めた提案内容を競争させることで、コストを低減する、またはコストが高止まりするリスクを回避可能

非公募時の公募メリット確保策

a

市場調査の実施

- ▶ HPで上下一体ウォーターPPPに関する参入意向について広く調査を実施する「市場調査」を実施することで、公平性や新規参入者の有無について確認を行う

b

審査会議等による審査

- ▶ 足きり基準等を設け、要求水準と満たすだけでなく、"改善策"の提案を求める
- ▶ 公の施設指定管理者選定委員会における審査に加え、外部有識者含む審査会議（仮称）を設置、公募と同等の審査を行うことで質の高い提案内容を採用する（審査会議（仮称）：構成員はWPPPあり方検討委員会委員の一部や市職員を想定）

c

費用精査
プロセスの実施

- ▶ 性能発注や仕様発注の内容を踏まえた官積や相見積等、公共と同様の費用積算を民間事業者に求め、金額の適切性を担保する
- ▶ 市側でも精査を実施、市議会での議決を経るなどのプロセスを踏む

非公募選定スケジュール

外部有識者・足きり基準を設けた審査プロセスを設けるなど公募と同等の審査体制を構築し、公告から審査までの期間を踏まえ、来年3月下旬から選定開始することが想定される

選定フロー（案）			業務内容
非公募の決定	本年12月上旬	非公募の公告	2~3週間
	来下旬 3月	外部審査による透明性担保 外部事前審査	2週間
選定プロセス	4月～6月上旬	提案書申請受付 足きり基準の設定	即日～2週間
	6月下旬以降	正式審査	4週間
		市議会議決	2週間
		指定の通知・公告	即日～1週間
		協定締結	1～2週間

（※）選定フローのスケジュールは現時点の想定

出所：小諸市公の施設指定管理者制度運用ガイドライン

2か月程度

豪州のPPPプロジェクトでは、随意契約の場合でも透明性・公平性を担保する目的で入札プロセスを構築。同様の目的で、本件においても類似のプロセスを経ることを想定

豪州のPPPプロジェクトにおける随意契約プロセス (※)

プロセス合意 (Process Agreement)

- 州政府は既存のPPP事業者との契約に業務追加する形で新規事業の入札プロセスを開始
- 両者は、各入札段階での評価の仕組み（州が入札継続か否かを判断）や設計コンサル料といった入札の前提条件を定めた「プロセス合意」を締結

入札段階 (Tender Stages)

段階1：概略提案 (Stage1 Submission)

- 事業者は設計案の初期段階 (Design Stage1) を作成し、建設業者をショートリスト化
- 州は設計案、コスト、候補者選定の妥当性を審査し、VFMの観点から次の段階に進むか判断

段階2：詳細提案 (Stage2 Submission)

- 事業者は設計案を詳細化 (Design Stage2) を作成し、建設業者を1社に絞り込み
- 州は契約案、設計案、コスト等を再審査し、VFMの観点から次の段階に進むか判断

段階3：最終提案 (Development Proposal)

- 事業者は最終価格と契約書案を提出
- 州はVFMや「評価基準（設計・サービス・財務・リスク分担等）」に基づき総合評価

本件における透明性・公平性確保のための選定プロセス

市場調査の実施

- 公告前に、HPで上下一体ウォーターPPPに関する参入意向について広く調査を実施する「市場調査」を実施することで、公平性や新規参入者の有無について確認

非公募の公告

- 非公募の旨を公告するとともに、選定プロセスや事業者が提案書に記載すべき内容の方向性を公表

審査段階

段階1：外部事前審査

- 事業者はWPPPあり方検討委員会の提言内容や要求水準書を踏まえ、提案書を作成
- 外部有識者含む審査会議（仮称）は事業者の提案書が同提言内容に合致しているか審査

段階2：正式審査

- 事業者は審査会議（仮称）での指摘事項を踏まえ、提言内容を精査
- 公の施設指定管理者選定委員会は、審査基準に基づいて総合的に審査を行い、指定管理者を決定

(※) 入札プロセスが透明性・公平性等の原則に則って実施されているかを監督・確認する独立した専門家である“プロビティ・アドバイザー”が各段階で「手続きが公正・一貫・透明に行われた」と確認